

報告事項エ

平成30年度鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

平成30年度鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について、別紙のとおり報告します。

平成31年2月7日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成30年度鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

平成31年2月7日
いじめ・不登校総合対策センター

いじめ防止対策推進法の趣旨に鑑み「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、鳥取県はいじめの状況、SNSを活用した通報システム・相談体制、鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」について協議を行った。

- 1 日時 平成31年1月30日（水）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 鳥取県庁 特別会議室
- 3 出席者 教育長、教育次長他関係職員及び構成機関の代表者

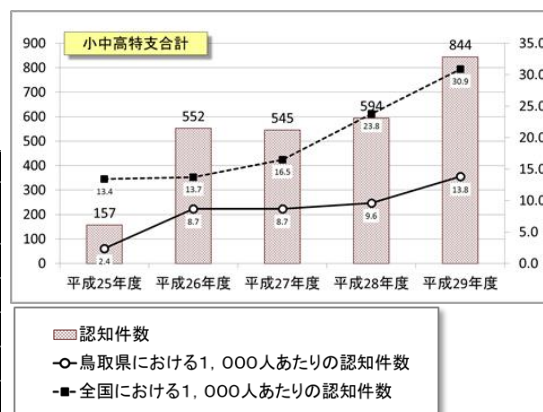
機関・団体名	担当部署等	出席者	
県の機関 (学校以外)	総務部人権局	人権・同和对策課	山本 登
	地域振興部	教育・学術振興課	西田 和弘
	福祉保健部	福祉相談センター（児童相談所）	河崎 久仁子
	教育委員会事務局	いじめ・不登校総合対策センター	三橋 正文
	警察本部	少年課	景山 成実
市町村 (学校以外)	教育委員会	都市教育長会 町村教育長会	浦林 実 藪田 邦彦
	学校	県立学校	高等学校長協会 特別支援学校長会
市町村立学校		小学校長会	堀 良一
国立学校		中学校長会	長尾 修
私立学校		私立中学高等学校長会	門脇 由己
鳥取地方法務局	人権擁護課	藤井 弘子	
団体	鳥取県弁護士会		今田 慶太
	鳥取県医師会		長石 純一
	鳥取県臨床心理士会		小林 幹子
	鳥取県社会福祉士会		(欠席)
	P T A	P T A協議会 高等学校P T A連合会 特別支援学校P T A連合会	福壽 みどり 西川 昌孝 川口 めぐみ

4 主な内容

(1) 鳥取県はいじめの状況について

◆説明

区分	認知件数	1,000人あたりの認知件数	
	鳥取県 (国公私立)	鳥取県 (国公私立)	全国 (国公私立)
平成25年度	157	2.4	13.4
平成26年度	552	8.7	13.7
平成27年度	545	8.7	16.5
平成28年度	594	9.6	23.8
平成29年度	844	13.8	30.9



- ・鳥取県はいじめの1,000人当たりの認知件数は全国平均より低い状況であるが、年々上がってきており、特に小学校低学年における認知は進んできた。
- ・認知が進んでいる県と鳥取県はいじめアンケートによる認知の違いを分析したところ、他県はチェック式のアンケートが多かったが、鳥取県は記述式アンケートで対応を行いその後認知を行っている学校が多い。
- ・いじめを早期に発見し適切に対応することで子どもの自己肯定感を下げないことが大切である。

◆主な意見

- ・アンケートには、いじめの有無を見るだけでなく集団への適応を見るという視点もある。
- ・いじめの解消の定義はあるが、3か月経ったから大丈夫ということはない。認知した後の丁寧な対応が必要である。

(2) SNSを活用した通報システム、相談体制について

◆報告

- ①「SNSによるいじめ通報システム活用事業」(いじめ・不登校総合対策センター実施)について
本年度3中学校で実施。通報が現在2件。中学生という年齢がシステムに合っているのかどうか。
- ②「とっとりSNS相談」(健康政策課実施)について
いじめに限定しない自死対策として双方向の相談を行った。高校生の相談、LINEでの相談が多かった。ニーズがあることが分かり、来年度も実施する。やり方について検討している。

◆主な意見

- ・②について、基本的には相談は1回で完結するものか。実際にどこかに繋がった例はあるか。
→1回で完結、他機関につなげた例はない。
- ・SNSの積極的な利用と併せて、学校の相談室や家庭で相談するような促しも必要である。
- ・①について、通報したのは誰なのか気になった。→いじめを見ていた生徒だった。

(3) 鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」について

◆提案

昨年度本連絡協議会から事例集・マニュアルの作成が必要ではないかの提案があった。子どもに直接関わる教職員がいじめ問題に的確に対応できるようになることを目的に、他県の重大事態から問われた学校の対応を整理し、対応マニュアルの作成を行った。

◆主な意見

- ・法の主旨や定義がまだなじんでいない状況もある。現場への良い指摘になると思う。
- ・事例が重要で、本当に起きているという事実の説得力がある。情報収集を行い、うまくいった事例もまとめてはどうか。
- ・いじめの問題は命にも関わる問題であり、どの教員も理解しておく必要がある。学校長からの説明も必要だが、県として、全職員がいじめ問題の研修を受けるような取組も考えてほしい。
- ・マニュアルは細かく、具体例もあり使いやすと思う。PTAとして保護者にも「こういう取組をやっている」ということを伝えたい。
- ・この度は学校がいじめに丁寧に対応するためのマニュアルだが、子どもたちが強くたくましく生きていく、心折れない強い子どもを育てる対応なども考えていく必要がある。
- ・報道で「いじめの事実はない」と言われるがどうしてそういう結論になるのかと疑問に思う。
- ・いじめを行った子、受けた子以外の子どもたちへの対応についても言及してほしい。
- ・何のためにマニュアルを作成するのか短い言葉で簡潔に盛り込んでほしい。
- ・いじめの事例で保護者が「全然気付かなかった」というケースもあった。まずは発見することが大切で、発見へのプロセスや保護者が発見するための方法についても盛り込んでほしい。
- ・先生方にはロールプレイング的な研修が有効。事実をしっかりと押さえること、しっかりと子どもの話を聞くことが大切である。
- ・加害者がいじめを認めない場合、事実確認ができない場合などのケースの具体的な対応についても記す必要があるのではないか。
- ・「いじめ」という言葉は暴力的な言葉だと思う。対策を考える上で「いじめ」という言葉は外せないだろうか。

5 今後の対応

- SNSを活用した通報システムについては来年度も実施する。高校生の利用が多いという状況から、来年度の活用のあり方を検討したい。
- 対応マニュアルについては本日の意見等を反映させ、来年度の第1回いじめ問題対策連絡協議会で協議した後決定し、市町村教育委員会、県立学校等に通知し、周知を図る。

鳥取県いじめ対応マニュアル

いじめの重大事態から学ぶ

（案）

もくじ

- 【1】 全国のいじめの重大事態から学ぶ
- 【2】 いじめの発見から解決までの基本的な対応
- 【3】 いじめを発見・相談があったときの対応のポイント
- 【4】 いじめが起きた場合の対応
- 【5】 ネット上のいじめへの対応
- 【6】 重大事態の対応についての理解
- 【7】 いじめの可能性のある自死又は自死が疑われる死亡事案発生時の対応
- 【8】 いじめを原因とする不登校重大事態に係る調査の指針（概要）
- 【9】 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携
- 【10】 日頃から学校が保護者に対して行うべきこと
- 【11】 学校が行うべき早期発見の手立て
- 【12】 配慮が必要な児童生徒への対応
- 【13】 事例から学ぶいじめ対応

平成31年

鳥取県教育委員会

鳥取県いじめ問題対策連絡協議会

はじめに

【1】全国のいじめの重大事態から学ぶ

1 中学2年男子生徒 いじめ自死事例

※他県第三者調査委員会報告書を基に作成

いじめアンケートで「冷やかしか悪口、無視される」「物を投げられる」などと回答。学校は、男子生徒に対する一連の行為を「トラブル」と判断し、「トラブルはその都度指導して解消した」「お互いに悪口を言い合う状態で、双方を指導して解消していた。」と報告。

男子生徒が日頃からされていたこと

- 体育の時間に肩を押された
- 給食準備中、教科書を投げられた
- 走り幅跳びのまねをやれと言われた
- 机に頭を押さえられた
- ゲーム「太鼓の達人」のまねをさせられた
- 自習時間に消しゴムをぶつけられた
- 朝会時に列に入れないようにされた
- 掃除時にほうきをぶつけられた

1 年時の担任との生活ノートのやりとり

生徒「なぐられたり、けられたり、首しめられたりします」
担任「それは大変、いつ?? 解決したの?」

生徒「解決していません」
担任「(空白。生徒の記述に二重丸をつける)」

生徒「先生にはいじめの多い人の名前をおしえましょう。もうげんかいです」
担任「上から目線ですね」



2 年時の担任との生活ノートのやりとり

生徒「ボクがいつ消えるかはわかりません。(略)もう死ぬ場所は決まっています」
担任「明日からの研修たのしみましょうね。」

その後、男子生徒は自死。事件後「くさい」「ばか」といった男子生徒に対するいじめが確認され、「いじめ事案が自死の一因であった」とされた。

どうすれば、このような事態を防ぐことができたのか?



自死までの学校の指導の経過（概要）

11月

- 6日（月） 友人2人とともに相談員に「11月に入り数回金銭を強要された」と相談。
 7日（火） 相談員は、校長と学年主任に報告 →市教委の教員研修のため対応できず
 8日（水） 学年主任は、2年の各担任に報告し、事情を聞く。
 被害生徒から「以前も金銭要求があった」
 学年主任は「また要求されたら先生や親に申し出るように」と助言
 9日（木） 金銭を強要していた加害生徒が欠席、事情聞けず
 10日（金） 学年主任・担任が出張のため、加害生徒から事情が聞けず
 加害生徒は、教室前の廊下で再び金銭要求
 11日（土） 被害生徒は、母親に金銭要求のことを打ち明ける。
 被害生徒は「学校の先生に相談しているから大丈夫」と答える。
 12日（日） 隣の祖父母家で昼食（特に変わった様子なし）をしたのち
 午後2時頃から行方がわからなくなる。
 午後7時半、祖父母宅の納屋で自殺、遺書なし
 13日（月） 学校は、この日に加害生徒から事情を聞き、指導する予定であった。
 朝、学年主任らが加害生徒と面談、金銭要求の事実を認める。
 夜の臨時PTA集会で「今後の対応に関する十分な学校の方針が出されず、
 親は動揺」 → 県はスクールカウンセラー2人を中学校に派遣



第三者委員会からの指摘事項（概要）

事 項	当該事案における学校等の対応	※第三者調査委員会報告書を基に作成
学校いじめ 基本方針	・学校はいじめ基本方針について、教職員で理解・共有できておらず、アンケートの実施など、計画にそった取組ができていなかった。	
未然防止・ 早期発見	・生徒が発するSOSを教職員間で共有できなかった。 ・いじめ等に関わる教育委員会からの資料は、担当者に回覧されていたが、その他の教職員に周知・徹底されていなかった。 ・いじめに関する研修が不十分だった。	
組織的対応	・学校いじめ対策組織はあったが、いじめ防止の取組を協議・確認する場としては機能していなかった。（情報共有、協議すべき内容が明確でなく、学年での対応が主であった） ・担任の経験や感覚に頼り、複数の教職員の目で生徒を捉え、生徒の理解を深めることができていなかった。 （元気に生活している面と、「死にたい」「だめだ」等の面のギャップの理解）	
いじめへの 対処	・学校は、生徒間のトラブルを、からかい、ちょっかいや喧嘩と捉え、いじめと認知できなかった。 ・重大事態に発展する事案が発生するという危機意識に欠けていた。 ・「いじめは絶対してはならない」などの規範意識を徹底させる教職員の指導が不十分だった。 ・家庭との連携が不十分だった。	

2 中学1年男子生徒 いじめ自死事例から学ぶ

自死の数か月前から、見下す言葉でのからかいが行われていた。
 仲間外れ等のいじめを受けているとの相談は、学校が受けていた。
 第三者調査委員会の調査結果においては、「それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。」とされた。

第三者委員会からの指摘事項（概要）

事項	当該事案における学校等の対応 ※第三者調査委員会報告書を基に作成
学校いじめ 基本方針	・基本方針等に基づく対応が教職員に周知徹底されていなかった。
未然防止・ 早期発見	・アンケート調査は年6回実施。5月の調査において当該生徒のいじめが疑われる記載があったが、学校では特に確認を要するものとは捉えなかった。またその後のアンケート調査を当該生徒が2回連続提出していなかったが、学校は特段の対応をしなかった。
組織的対応	・保護者からの相談を受けた事例については、臨時職員会議を開催し、情報を共有し対応していたが、一部のいじめについては担任止まりになっていた。 ・学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については学校全体での情報共有なし、管理職の点検・指導はなし。 ・本件いじめについて学校から教育委員会への報告は行われていなかった。
いじめへの 対処	・対応方針を双方の保護者と協議せず、一部の加害生徒の保護者には、いじめについての報告をしていなかった。 ・学年集会を開催して指導を行ったが、後日当該生徒が加害生徒から「チクった」と言われた。学校は保護者から相談を受けたが、特段の対応を行わなかった。

◆迅速で、的確ないじめ対応をしていくための基本◆

- 教職員が抱え込んでしまい、いじめが深刻化している
- 教職員それぞれの判断でいじめの対応にあたっている
- 学校組織で動けていない
- 初期対応のまずさが重大事態につながっている



- 学校いじめ防止基本方針に基づき学校いじめ対策組織を機能させること
- ・漏れのないいじめの認知をする
- ・個々の教師の判断ではなく、組織としての判断をしていく

3 いじめ自死事例の第三者調査委員会で学校が問われた対応

いじめ自死事件につながった学校の対応の不十分さ、すなわち管理職の組織体制づくりの問題点として指摘されました。

(1) 学校内の情報の共有に係る指摘

生徒から担任に相談があったにもかかわらず、いじめの問題として学校内で情報の共有をしなかった。

抱え込み、担任の判断で対応が行われていた。

個々の判断で、管理職まで報告がされていなかった。

(2) いじめの発見に係る指摘

個人面談の実施が不十分で、生徒の変化に気付くことができなかった。

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員が把握しにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われるとの認識を有していなかった。

担任の経験や感覚に頼り、複数の教職員の目で生徒を捉え、生徒の理解を深めることができていなかった。

教職員の認識が甘かった。研修等が不十分だった。

(3) 児童生徒に対するアンケートの活用に係る指摘

「いじめがある」というアンケート結果が活用されなかった。

アンケート結果を踏まえた具体的な対応要領を定めていたにもかかわらず、そのとおりの対応がなされなかった。

アンケートが次年度破棄されていた。

アンケートをしているが、PCに入力するのみで終わっていた。



(4) 相談体制の整備に係る指摘

部活動顧問・担任だけでなく、養護教諭・SCなどと相談できる体制が整備されていなかった。

学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については学校全体での情報共有がなく、管理職の点検・指導がなかった。

学校いじめ対策組織はあったが、いじめ防止の取組を協議・確認する場としては機能していなかった。

生徒が担任に不信感を抱いていたにもかかわらず、担任以外の教職員・SCに気軽に相談できる体制を整えていなかった。



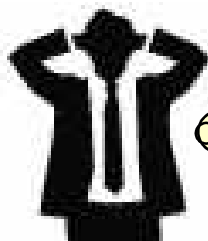
(5) 情報の記録、資料管理に係る指摘

いじめの情報を記録し、事例を蓄積して、継続的に利用できるようになっていなかった。



学校いじめ対策組織が開催されても議事録等が残されていなかった。

(6) SC、SSW等との連携に係る指摘



担任は、SC、SSWへの相談は事が大きくなったときに行うものと思っており、これら専門家を積極的に活用する意識がなかった。

(6) 児童生徒の家庭との連携に係る指摘

学校と担任に対する不信感から、被害生徒の保護者と学校との円滑な意思疎通がなされなかった。

保護者は学校での出来事等を知ることができず、学校も保護者から情報を得ていなかった。

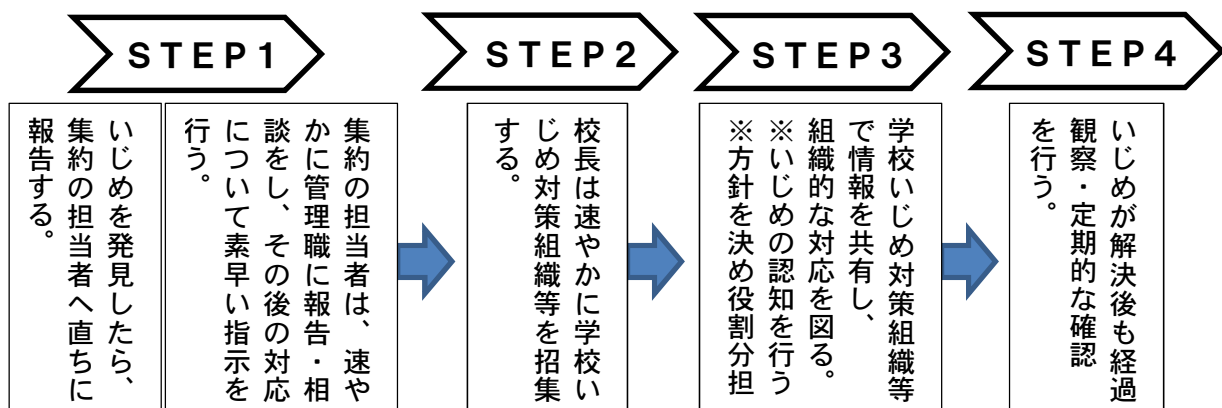
対応方針を双方の保護者と協議せず、一部の加害生徒の保護者には、いじめについての報告をしていなかった。



対応の状況が保護者に伝わってなかった。

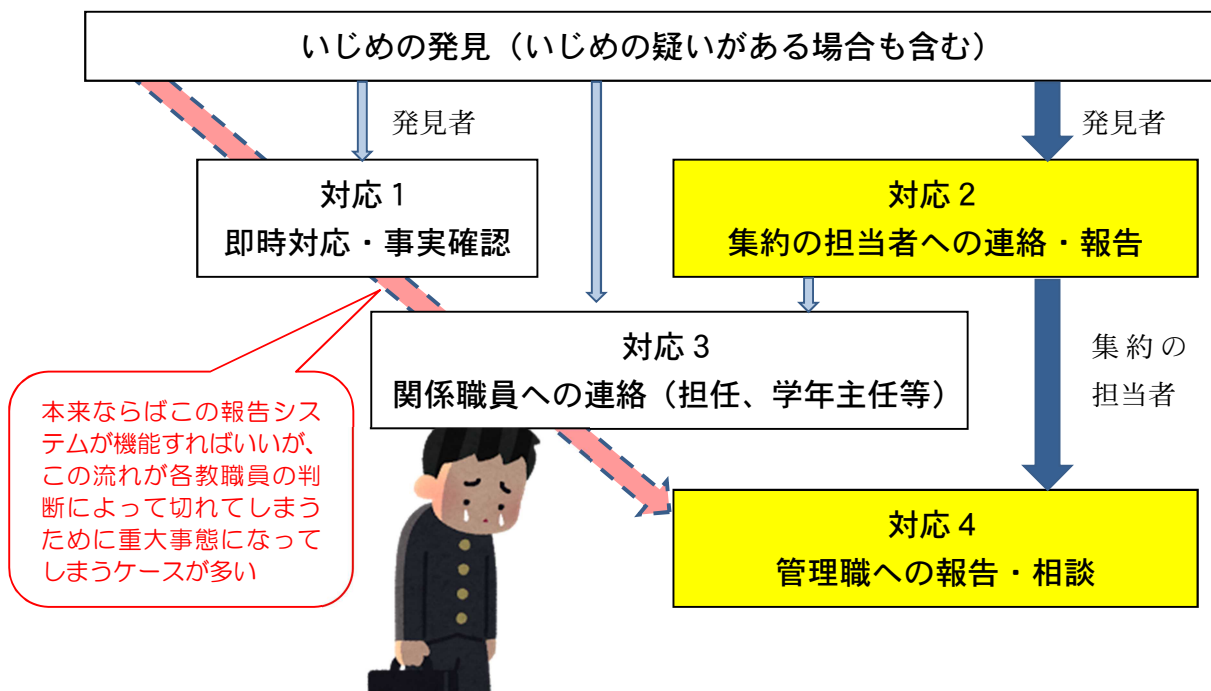
【2】いじめの発見から解決までの基本的な対応

1 いじめの発見からの組織的な対応の流れ



①STEP 1 いじめを発見又は相談を受けたら、直ちに集約の担当者に報告する。

いじめを発見した場合は、様々な対応が考えられるが、個人で判断せず、即時対応・事実確認を行いながら、速やかに集約の担当者へ報告する。集約の担当者は、報告を受けた段階で状況を把握し、管理職に確実に報告・相談する。



②STEP 2 校長が学校いじめ対策組織等を開催する。

校長は、いじめの発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づいて設置した学校いじめ対策組織等を開催する。メンバーについては、関係教職員をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、いじめの実態に応じて必要な人選を行う等、状況に応じて柔軟な対応を図る。

③STEP 3 学校いじめ対策組織等で情報を共有し、組織的な対応を図る。

いじめの事実に基づいて、いじめとして認知するのか、どのように対応・解決していくのかは、学校いじめ対策組織で協議し、組織としての対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員によって共通理解を図り、組織的に問題解決を行う。

CHECK!

いじめ発見からの学校いじめ対策組織の動き

●情報の収集・整理、

事実関係の把握

- いじめの態様、状況等の情報の速やかな収集・整理

●いじめの認知



●対応方針の決定

- 安全の確保、緊急性の確認
- 解消への具体的計画
- 対応における留意事項の確認
- 保護者への対応方針、配慮すべき事項の確認

●役割分担の確認

- 聞き取り調査と指導・支援担当の確認
- 保護者への指導方針説明の担当の確認

●深刻ないじめ問題及び

いじめの重大事態発生時の対応

④STEP 4 いじめが解決後も経過観察・定期的な確認を行う。

いじめがなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも継続的にいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒を観察していく必要がある。

ア 経過観察

□いじめが解決した後、いじめを受けている児童生徒、いじめを行った児童生徒の人間関係を継続（少なくとも3か月程度）して観察を続ける。

イ 定期的な確認

- スクールカウンセラーを活用しいじめを受けた児童生徒への配慮・支援
- 学校いじめ対策委員会等を活用しいじめを受けた児童生徒の情報提供等

2 いじめの初期対応におけるチェックシート

CHECK!

● 正確な実態把握

- 被害児童生徒からの聴き取り及び記録
- 加害児童生徒からの聴き取り及び記録
- 周りの児童生徒からの聴き取り及び記録
- 関係教職員間での情報共有及び正確な実態把握

● 指導体制及び指導方針の決定

- 学校いじめ対策組織等の招集及び対応方針の決定
- 全ての教職員との情報共有
- 市町村（県）教育委員会との連携（報告・支援）

● 被害児童生徒への支援

- 抱えている心配や不安な気持ちに応じた対応・支援
- 学校生活での安全確保

● 加害児童生徒への指導・支援

- 動機の把握（理解）と行為を振り返る指導
- 相手の苦しみや痛みの理解及び人権意識を高める指導

● 保護者との連携

- 被害児童生徒の保護者への報告、指導の経過と今後の対応説明
- 加害児童生徒の保護者への報告、指導の経過と今後の対応説明

● 専門家・関係機関との連携

- SC や SSW 等の専門家の必要性を検討及びケース会議等を通じた支援

3 いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ図

最優先の業務として、即日のうちに対応する

1 いじめの発見

いじめが疑われる情報のキャッチ

<具体例>

- ・ いじめが疑われる言動の発見
- ・ 生活ノート等からの気付き
- ・ アンケート調査の回答からの発見
- ・ 相談機関からの情報
- ・ 児童生徒からの訴え
- ・ 保護者からの訴え
- ・ 他の教職員からの情報
- ・ 理由がはっきりしない欠席 等



個人で判断せず、

報告

即時対応・事実確認

関係職員への連絡

2 情報集約・収集

情報を集約する担当者への報告

情報の集約・整理

- ①いつ (休日を含む)
- ②どこで (学校内外を問わない)
- ③誰が (被害者)
- ④誰に (加害者)
- ⑤態様 (行為)
- ⑥心情 (被害者)
- ⑦現在の状況



報告

3 いじめの認知と指導方針の決定

管理職への報告・相談

正確な実態把握と速やかな協議



校長

招集

組織によるいじめの認知 指導体制及び指導方針の決定

学校いじめ対策組織等

校長



学年主任
生徒指導担当
人権教育主任
養護教諭 等

教頭



学級担任
部活顧問

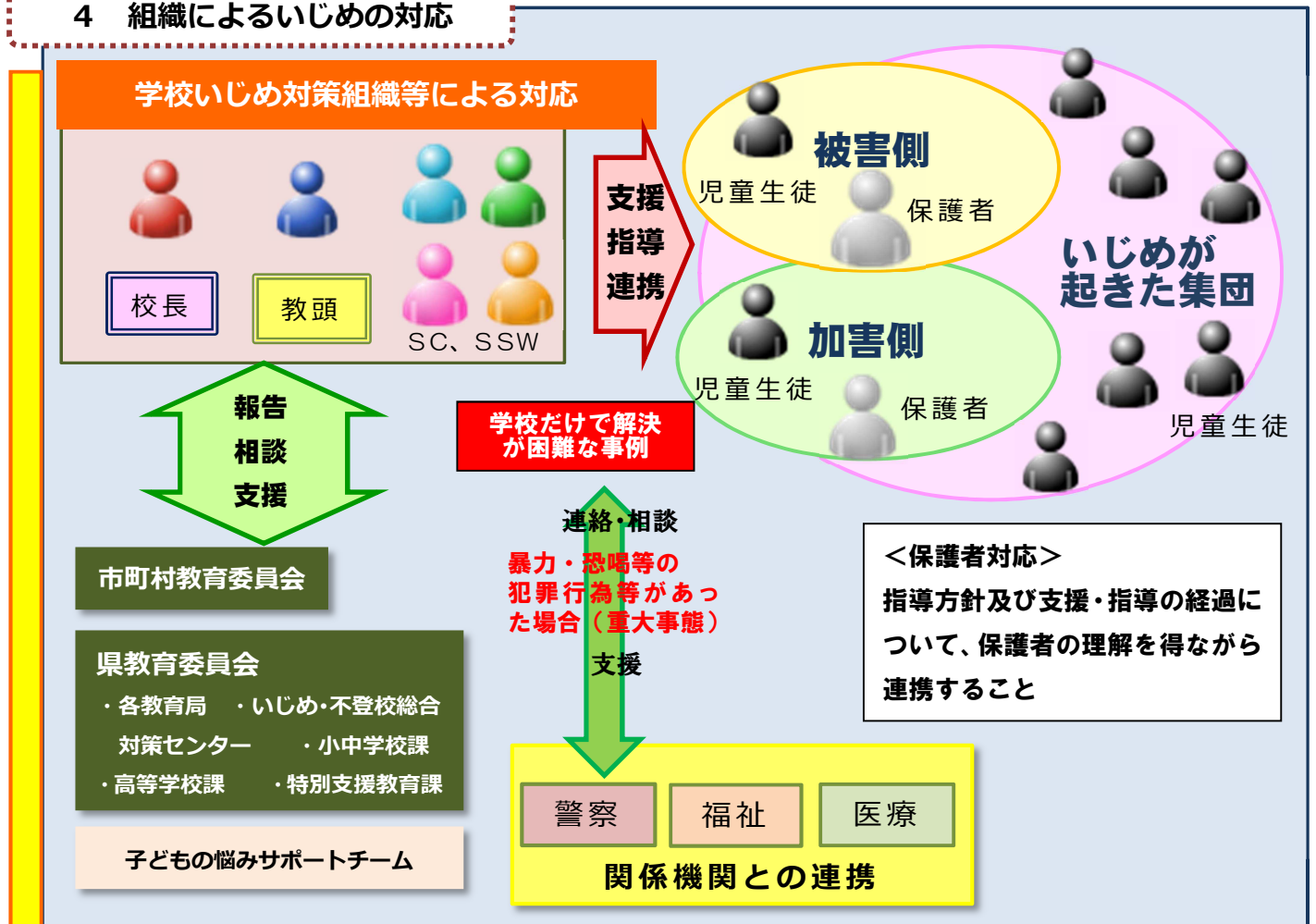


スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

対応

4 組織によるいじめの対応



5 継続指導・経過観察 (いじめの解消 ※3か月を目安)

いじめの解消に向けた取組

<いじめ解消の目安>

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること (少なくとも3か月を目安)
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (面談等により慎重に判断)

- 解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- SCを活用し、いじめた、いじめられた児童生徒への教育相談を実施する。

6 再発防止・未然防止活動

- いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学校づくりを強化する。

安全・安心な学校づくりへの取組

【3】いじめ発見・相談があったときの対応のポイント

教職員の抱え込みは、法律違反

いじめ防止対策推進法23条第1項に「教職員及び保護者等は、児童生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われたときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとるものとする。」とあるように、それを怠ったときは法律違反になることに留意した対応を行うことが大切です。

1 いじめを発見・相談を受けた場合の注意点

その時に、その場で、感情的にならず、毅然とした態度で制止する。

状況把握を的確に行い、適切な指導・対応を行う。

直ちに集約の担当者に報告・連絡し、組織的に対応を行う。



関係の教職員への報告・連絡を行う。

関係した子どもを集め、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。

不安を受け止め、安心感を与えながら、一緒に考えようとする姿勢で対応する。

<注意> 初動対応の不十分さからトラブルになるケースも多く、保護者との連携による誠意が伝わる対応に心がける。(いじめた側を擁護するような対応、また学校の動きが保護者に伝わらないことでトラブルを招くような対応)

2 相談を受けた場合の対応のチェックポイント

CHECK!

相談室など、人目につかず静かに話せる場所で行う。決して、廊下や職員室など多くの人が出入りするような場所で行わない。

時間をかけてじっくり事情を聞く。

相談にくるまでの苦悩を十分に理解し、相談したことに対するねぎらいの言葉をかける。普段の生活態度等により、自分本位の判断のもと、話を聞くことがないようにする。

子どもの辛さや苦しみに共感するようにする。

事実関係を把握しようとするあまり質問攻めにならないよう気をつける。

教職員が子どもを必ず守るという強い意志を示すようにする。

いじめを解決する方法を一緒に考える。

複数の教職員で対応する。(保護者からの相談の場合)

【4】いじめが起きた場合の対応のポイント

1 聞き取り調査の実施についての注意点

CHECK!

いじめられた子と、いじめた子の言い分が異なる場合があるため、その日のうちに複数の教職員で連携し、関係した子どもに聞き取りを行います。

(1) 聞き取りの際に注意すべきチェックポイント

- 個々のプライバシーに配慮しながら、状況の把握に努める。
- 人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 話しやすい人や場所などに配慮する。
- 具体的な事例の内容を確認する。
- 情報に食い違いがないか、複数の教職員で確認しながら聴取を進める。
原則は、同時に、複数の教職員で聞き取りを行う。
- 秘密を厳守し、仕返しなどが起らないように細心の注意を払う。
- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめられている子どもから聴き取るとともに、周囲の子ども等からも詳しい情報を得て、正確に把握し、状況を記録する。
- 子どもの個人情報、その取扱いに十分注意する。

具体的な事例の内容

- ◇ 誰が誰をいじめているのか？
- ◇ いつ、どこで起こったのか？
- ◇ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？
- ◇ いじめをしてしまった動機は何か？
- ◇ いじめのきっかけは何か？
- ◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか？



CHECK!

(2) 聞き取り調査の段階ではならないチェックポイント

- いじめを受けている、行っている児童生徒から同じ場所で事情を聴くこと
- 注意、叱責、説教だけで終わること
- 安易な仲直りや当事者同士の話し合いによる解決を促す指導を行うこと

2 いじめを受けている側に対する対応のポイント

CHECK!

(1) いじめを受けている子どもへの対応のポイント

基本的な姿勢	<input type="checkbox"/> づらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 <input type="checkbox"/> 子どもの立場を理解し、信頼関係をつくる。 <input type="checkbox"/> 「最後まで守ってくれる」という安心感を与える。 <input type="checkbox"/> 表面的な姿・言動から判断しない。
事実の確認	<input type="checkbox"/> 担任を中心に、児童生徒にとって話しやすい教職員が対応する。 <input type="checkbox"/> 悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。
支援のポイント	<input type="checkbox"/> いじめられた側の立場にたった指導を行う。 <input type="checkbox"/> 学校全体で組織的に解決していくことを伝える。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の仕方について伝え、理解を得る。 <input type="checkbox"/> 教職員の想像を超えた自己肯定感の低下、精神的なダメージを受けていることを理解する。 <input type="checkbox"/> 「あなたにも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。 <input type="checkbox"/> いじめを行っている児童生徒との付き合い方など、行動の仕方を一緒に考える。「仕返し」などの不安感を残さない指導を行う。 <input type="checkbox"/> 不安な点を聞き、今後の具体的な過ごし方を一緒に考える。 いつでも相談してほしいこと、相談の仕方について伝えておく。 <input type="checkbox"/> 子どもの背景等が見えにくい場合は、SCやSSWなどの専門家との連携のもと、ケース会議においてアセスメントを行う。
経過観察	<input type="checkbox"/> 連絡帳や生活ノートとの交換、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 <input type="checkbox"/> 自己肯定感を回復できるよう、自信を持たせる言葉かけを行うとともに、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

子どもが言えない、言わない心の内を理解する

相談することで、もっといじめられるのが怖い。

相談すると「チクった」と言われる

相談しても解決しない



親に心配をかけたくないから、我慢する

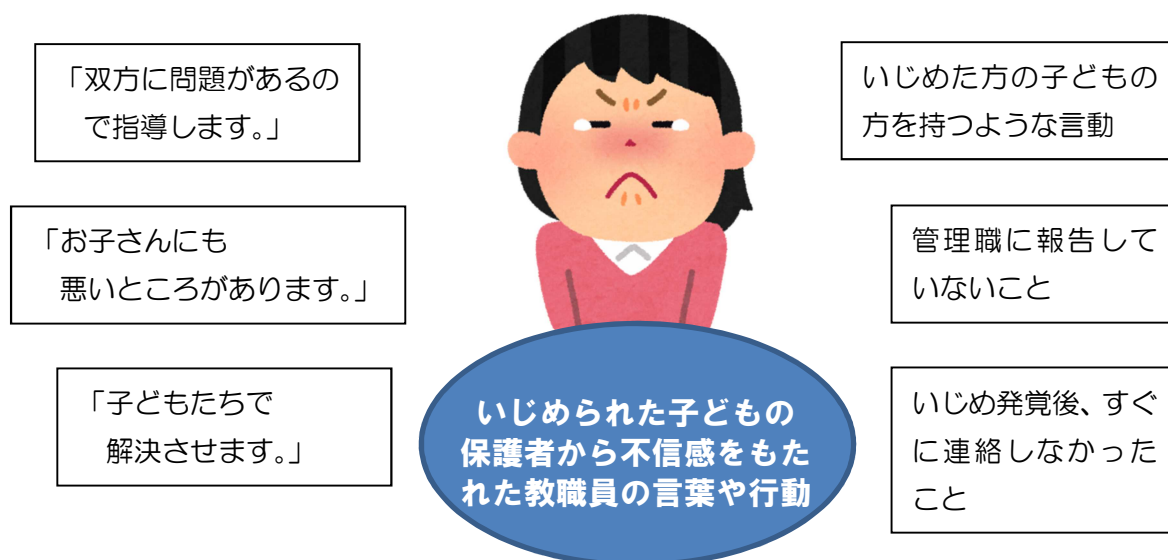
弱虫と思われたくない

時間がたてば解決するだろう

(2) いじめを受けている子どもの保護者への対応のポイント

基本的な姿勢	<input type="checkbox"/> 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 <input type="checkbox"/> 学校として解決に向かって取り組むことを伝える。 <input type="checkbox"/> 指導の経過や状況等、継続して家庭と連携を取る。
情報共有	<input type="checkbox"/> 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、謝罪及び学校で把握した事実関係を正確に伝える。 <input type="checkbox"/> 対応経過をこまめに伝える。
支援のポイント	<input type="checkbox"/> 学校の指導方針を具体的に伝え、今後の対応について一緒に協議する。 <input type="checkbox"/> いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は学校が行うことを理解してもらう。
経過観察	<input type="checkbox"/> 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談してほしい旨を伝える。

保護者の気持ちに寄り添ったていねいな対応



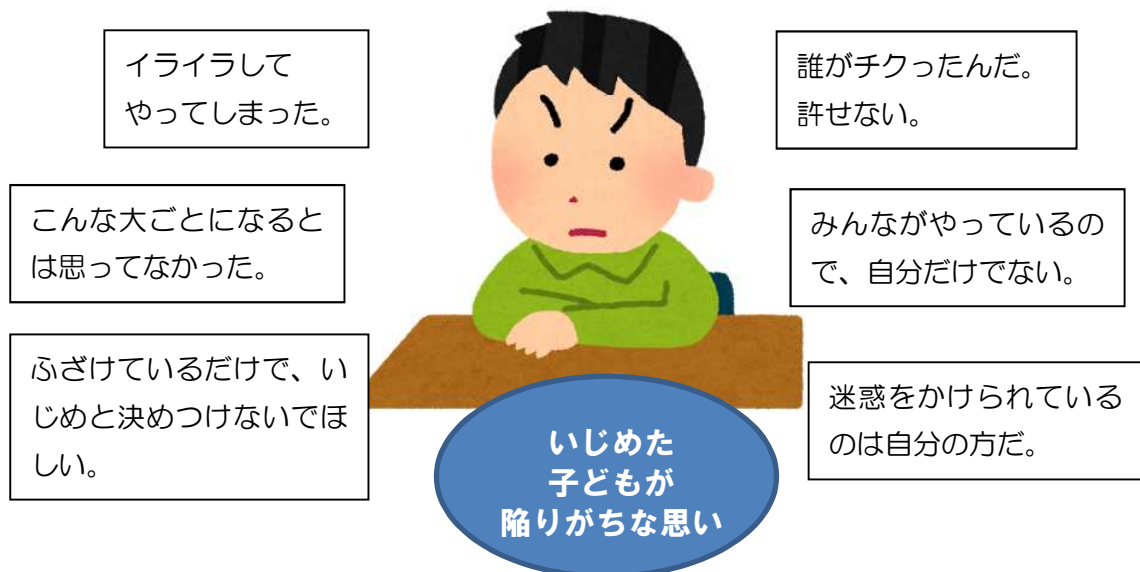
3 いじめを行った側に対する対応のポイント

CHECK!

(1) いじめを行った子どもへの対応のポイント

<p>基本的な姿勢</p>	<p>□行為に対しては毅然とした態度で指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることを理解させる。</p> <p>□いじめの事実を認め、反省させる。</p> <p>□いじめを行ってしまった要因・背景を分析し、いじめた子の内面を見つめた支援を継続的に行う。</p>
<p>支援のポイント</p>	<p>□どの行為・言動が、いじめに該当したかを明確にし、理解させる。</p> <p>□いじめ行為は決して許されないことを理解させ、責任転嫁等をさせない。</p> <p>□いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。</p> <p>□本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。</p> <p>□謝罪の気持ちが持てるような指導を行い、謝罪を促す。</p> <p>□いじめの状況が改善されない場合は、いじめを行った児童生徒に対して出席停止の措置を講じる、警察等関係機関の協力を求める場合もあるなど、厳しい対応策をとる必要があることも知らせる。(状況に応じて)</p>
<p>経過観察</p>	<p>□子どもの様子を注意深く観察し、学校いじめ対策委員会に報告する。</p> <p>□いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折にふれて必要な指導・相談活動を継続的に行う。</p>

人をいじめてしまうのは、その子が何か課題や問題を抱えているからだ考える



(2) いじめを行った子どもの保護者への対応のポイント

<p>基本的な姿勢 初期対応</p>	<p>□いじめの定義をもとに、学校がいじめとして認知したことについて理解を得る。</p> <p>□「いじめていた」という大まかな行為を伝えるのではなく、どの行為をいじめとして判断したか具体的に説明し、理解を得る。</p> <p>□「いじめは決して許されない行為である」という姿勢のもと、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。</p> <p>□保護者対応は、複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に行う。</p>
<p>情報共有</p>	<p>□事実聴収後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実やその経過を、子どもの前で一緒に確認をする。</p> <p>□事情聴収のため、帰宅が遅れる場合は、家庭に連絡して許可を得る。</p> <p>□指導の経過と子どもの様子等を伝え、指導に対する理解を求める。</p>
<p>支援のポイント</p>	<p>□いじめを受けた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、いじめの深刻さを親として認識してもらおう。</p> <p>□いじめたことばかりを責めるのではなく、子どもをよりよく成長させたいという思いを伝える。</p> <p>□いじめの状況を理解する中で、謝罪について理解を得る。</p>
<p>経過観察</p>	<p>□子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図る。</p>

いじめを行った子どもの保護者の思いへの理解



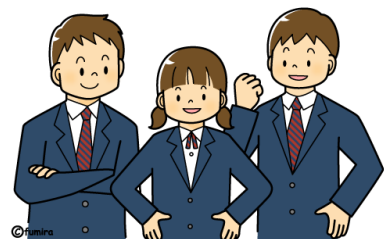
4 観衆、傍観者に対するの対応のポイント

CHECK!

<p>基本的な姿勢</p>	<p>□周りにいる人の姿勢や関わりが重要であることを意識させ、今後の関わり方を考えさせる。</p> <p>□いじめは、学級や学年等集団全体の問題として考えていくものであることを理解させる。</p> <p>□教職員が児童生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。</p>
<p>事実確認の基本</p>	<p>□日頃から継続的にみている利害関係の少ない児童生徒から、客観的な情報を得る。</p> <p>□信頼関係が重要であり、なるべく関係のいい教職員が聞き取りを行う方が望ましい。</p> <p>□いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救う行為であることを理解させる。</p> <p>□「チクリ」という言葉は、いじめた側の都合のいい言葉であり、人権と命を守ることを妨げる言葉であることを理解させる。</p> <p>□いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すことを言葉と態度で示す。</p>
<p>支援のポイント</p>	<p>□いじめを受けていた児童生徒が、はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする態度をどのように感じていたか考えさせる。</p> <p>□今後の行動について、何をしていくか考えさせる。</p> <p>□いじめの発生の誘因となった集団の規範意識や言葉遣いなどについて振り返らせる。</p>
<p>経過観察</p>	<p>□学級活動や学校行事等を通して、集団のもつ力をよい方向へ向けていく。</p> <p>□いじめはどんなことがあってもいけないことだと思える人権意識を高める日々の働きかけを継続的に行う。</p>

正義のとおり風土づくりが重要

日頃からのいじめは、どんなことがあってもいけないことだという意識が大切！



【5】 ネット上のいじめへの対応

SNS等ネット上のいじめ、トラブルについては、不特定多数の人がその情報を見聞きすることができるため、被害が拡大し、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、書き込みや画像の削除への対応等は、迅速な警察等の専門機関との連携が必要になります。

具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
また、日頃からの情報モラル教育など、未然防止の取組が何より重要となります。

1 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

◆書き込みや画像の削除に向けて

<児童生徒への基礎知識>

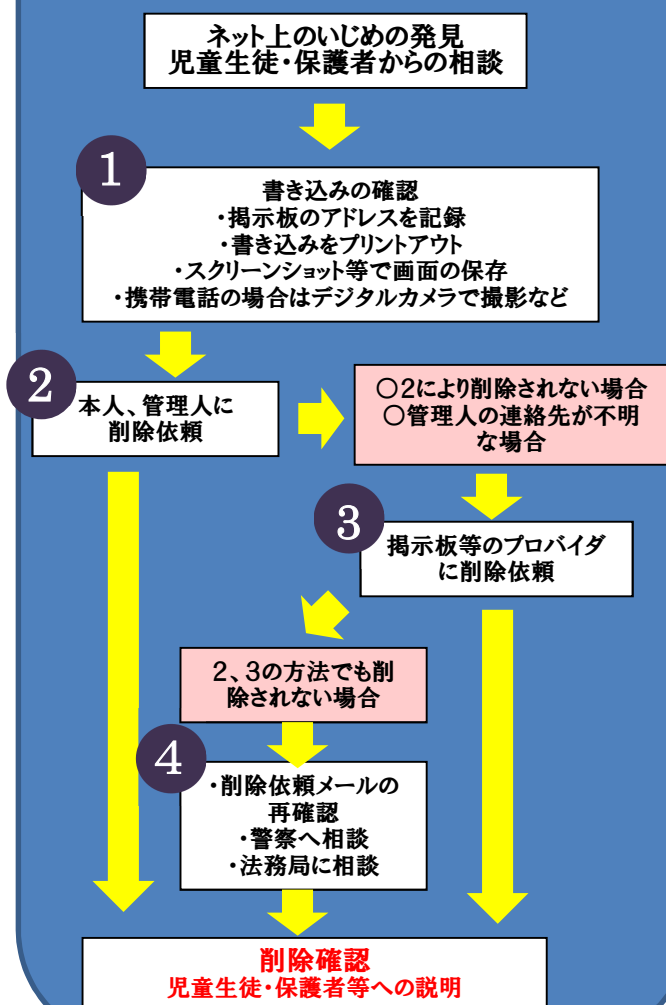
- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

対応に困ったら相談

- ◆鳥取県警察本部
サイバー犯罪対策係
0857-23-0110（警察本部代表電話）



書き込み等の削除の手順(参考)



ネット上の書き込み等の削除に関わる法律を理解する

ネットいじめを含むインターネット上の不適切な書き込みのうち、権利侵害に該当するものについて、被害者は、プロバイダに対し、権利侵害情報の削除を依頼することができるほか、損害賠償請求を行うために必要がある場合には、権利侵害情報の発信者（掲示板等を書き込んだ者）の情報の開示を請求することが可能となっている。

（注）「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号）に基づく措置である。



ネットいじめの被害児童生徒又はその保護者は、ネットいじめに係る情報の削除等について、必要に応じ、法務局等の協力を求めることができるとされている。（法第19条第3項）。法務局等では、インターネット上の書き込みによる人権侵害について、相談者にプロバイダ等への削除依頼等の具体的な方法を助言し、またプロバイダ等に当該情報の削除を要請している。

2 情報モラル教育の必要性

大人が知らない子どもたちだけの見えにくい世界



適切な指導が困難

児童生徒が自身で判断して行動できる力と態度が必要

学校における情報モラル教育が必要

3 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

ネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導が必要です。

<子どもたちの心理>

- 匿名で書き込みができるから・・・
- 自分がやったかわからないから・・・
- 誰にも気づかれないから・・・
- みんながやっているから・・・
- 動画共有サイトで注目されたいから・・・

<ネットの特殊性>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名で書き込みをしたとしても、人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、別の犯罪につながる可能性があることや、時には自死を招く場合もあること
- 一度流出した情報やデータは、簡単には削除できないこと

CHECK!

4 未然防止・早期発見のために保護者に伝えたいこと

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うものであることを強調する。

<未然防止の観点から>

□子どものスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であること
*フィルタリングだけでなく、子どもたちを危険から守るためのルールづくりを家庭で行うこと

□スマートフォン等を持たせる必要性について検討すること

□子どもにとっては、メリット以上にその後のデメリットの方が大きいことを認識すること

CHECK!



□インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったトラブルが起こりうるという認識を持つこと

□「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えるという認識を持つこと

<早期発見の観点から>

□メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば、躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること

【6】重大事態の対応についての理解

1 いじめの重大事態とは

いじめ防止対策推進法第 28 条より（鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針）、次に掲げる場合には、重大事態として対処することとなっている。

- 「いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
（身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発病、自殺を企図等）
- 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）
- 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申立てがある」
（調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない）

2 重大事態の判断・取扱いについて

○対応の開始

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始すること。

○重大事態の判断

- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・児童生徒や保護者からの申立てでない場合は、学校の設置者及び学校が判断する。
（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項関連）

○重大事態の調査の開始

「いじめの重大事態」と捉えた後、いじめの事実関係について、組織を立ち上げて調査を行う。

3 重大事態における調査の主体

○学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断します。調査の主体は、学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行います。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると設置者が判断する場合

4 重大事態の調査組織について

【調査組織について】

ア 学校が主体の場合・・・学校いじめ対策組織が基本となりますが、次のような場合もあります。

- ・学校いじめ対策組織に第三者を加える方法
- ・学校が第三者委員会を立ち上げる方法

イ 設置者が主体の場合・・・附属機関（条例設置が必要）として、次のような組織となります。

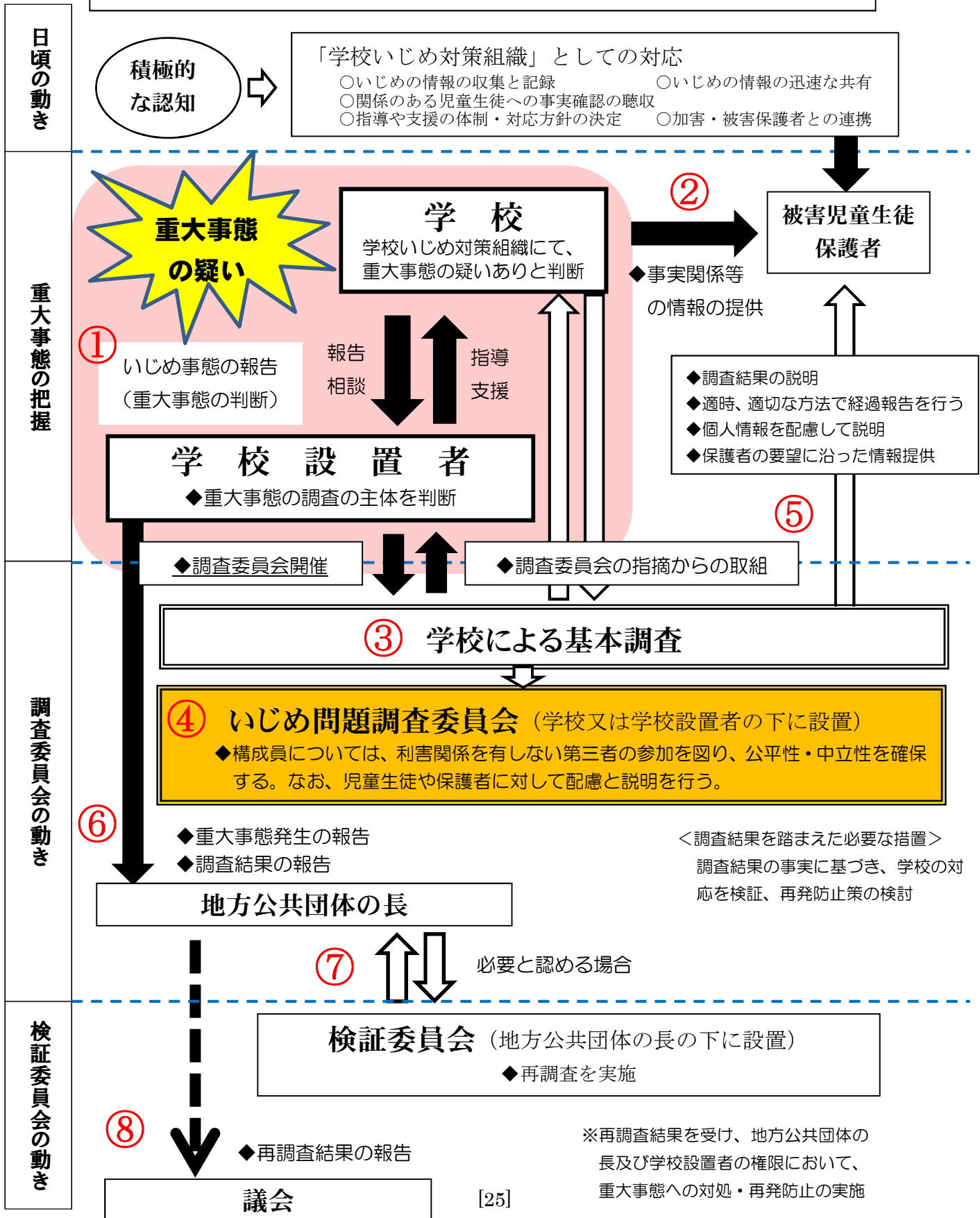
- ・法第14条3項に基づく組織（いじめのみ対応）
- ・個々の事案について調査できる組織（いじめ以外にも対応可能）

※いずれにしても、公平性・中立性を確保することが大切であり、調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について、被害者やその保護者等に進捗状況も含め、適切な情報提供をすることが重要です。

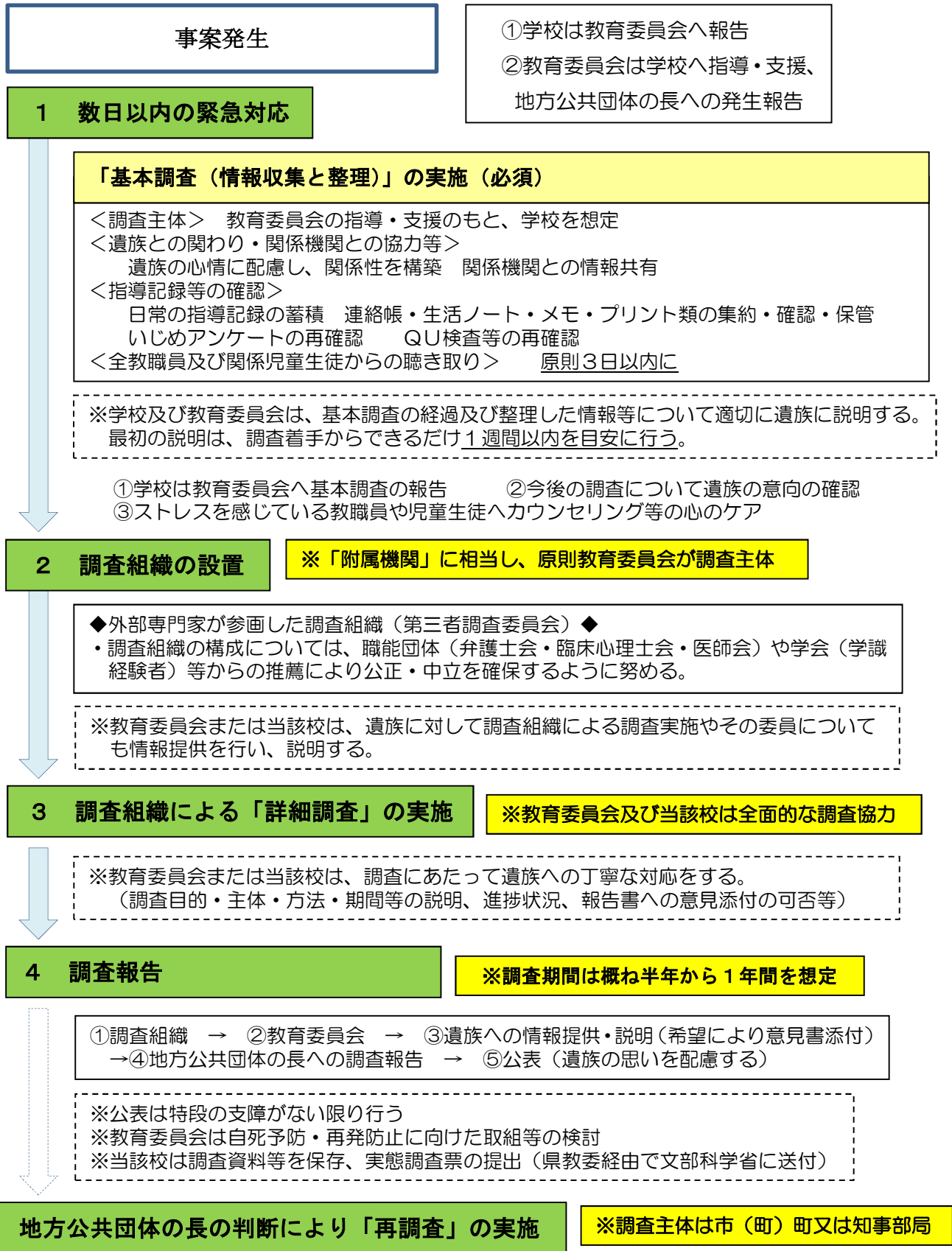
5 重大事態の公表について

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)では、重大事態の調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校が、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとしている。

【重大事態対応フロー図（公立学校の場合）】



【7】 じめの可能性のある自死又は 自死が疑われる死亡事案発生時の対応



【8】いじめを原因とする

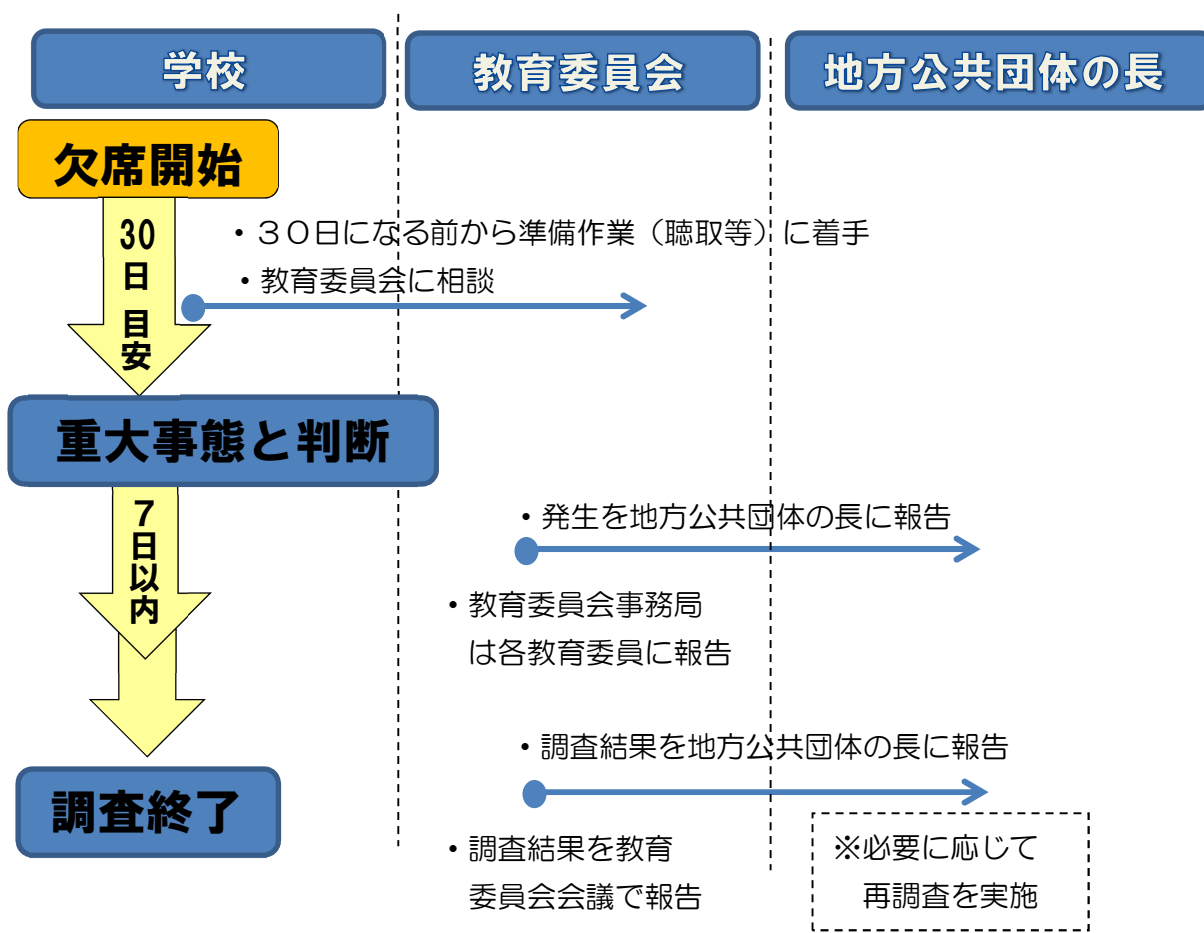
不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、当該児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことが目的である。

そのため、具体的には重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ頃から
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能なかぎり網羅的に明確にするための調査を行うこととなります。



- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が目的
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- アセスメントシートを活用して支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導（不登校重大事態に係る調査の指針より）

【9】教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事例に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠です。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当・教育相談コーディネーターが中心となって関係機関等とつながり、日頃から情報交換をしておくなど、「顔の見える連携」を大切にします。

(1) 教育委員会との連携について

学校において重大ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要があります。

解決が困難な事例については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決をめざすことが必要です。

(2) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪として認められる事案に関しては、早期にスクールサポーターや所轄の警察署、少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要です。児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要があります。

(3) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、家庭の要因等が考えられる場合には、福祉的な視点からスクールソーシャルワーカーと協力し、児童相談所や福祉事務所、民生児童委員等と連携することも視野に入れて対応します。



(4) 出席停止措置(小・中学校)について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要があります。(学校教育法第35条)

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からでなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から行われるものです。

学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育を妨げがあると認める児童があるとき、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴収するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定したもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(5) 就学校の指定の変更や区域外就学(小・中学校)について

市町村教育委員会において、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜くため、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されています。

保護者から、市町村の他の学校や他の市町村の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町村教育委員会と十分に協議し、対応する必要があります。

(6) 関係機関の概要と役割について

少年サポートセンター

県内に2箇所設置されている警察組織です。主に健全育成の観点から、少年及び保護者の相談にあたり、子どもを非行や犯罪被害から守る活動や立ち直り支援等の活動を行っています。

児童相談所

0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長のため、子どもと家庭の様々な問題についての相談援助活動を行っています。
(中央児童相談所、倉吉児童相談所、米子児童相談所)

民生児童委員

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

法務局

不当な差別、いじめ問題、インターネットでの誹謗中傷など、人権に関する相談(人権相談)を受けています。またプロバイダ等に対して、ネット上の書き込みの削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法、また削除依頼など、事案に応じた適切な助言を行っています。



警察・サイバーネット

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において、警察への相談・通報を行い、連携した対応を行います。

学校においてネット上の書き込みの削除依頼の手続を行ったにも関わらず、悪質な書き込みが削除されない場合などは、警察本部と連絡を取り、削除依頼の方法などについて指導・助言を行います。

市町村教育委員会

小中学校における全般的な援助、支援及び指導を行います。学校設置者として、学校の服務監督責任を有しています。

市町村福祉部局

家庭相談、虐待対応、緊急度に応じて、児童相談所と連携、子育て支援、また支援のためネットワーク構築(要保護児童対策地域協議会設置)など役割分担による支援を行います。

【10】日頃から学校が保護者に対して行うべきこと

いじめ問題への対応・支援は、保護者の理解・協力が欠かせません。日頃から、学校のいじめの対応方針を理解してもらい、意見を聞きながら、子どもと一緒に見守り、指導・支援していくことが大事です。

◆学校いじめ基本方針の周知と連携体制づくり◆

- 学校のホームページへの掲載
(保護者や地域住民が学校のいじめ方針を確認できること)
- PTA総会等におけるいじめ対応方針の説明



◆PTAの各種会議や保護者研修会での取組◆

- 保護者の理解・意識啓発への取組
- 学年懇談会等での情報提供及び意見交換

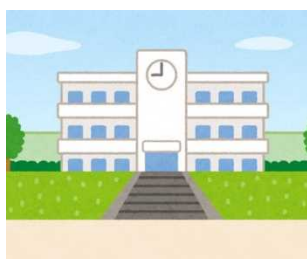


◆いじめの取組についての協力の呼びかけ◆

- 学校・学年だより等による広報活動
- いじめの認知が0であった学校における「いじめ0の公表」



いじめの認知件数が零（ゼロ）であった場合は、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、信頼関係の構築につながります。



本年度の本校のいじめは0でした。



うちの子のいじめは？



私が受けたあのいじめは？



保護者



児童・生徒

【11】学校が行うべき早期発見の手立て

早期発見の基本は、

- 児童生徒のささいな変化に気付くこと
- 気付いた情報を確実に共有すること
- 速やかに対応すること

(1) いじめアンケートの計画的な実施

CHECK!

- 「記名アンケート」の実施（いじめ発見を目的としたもの）
- 「無記名アンケート」の実施（いじめ発見及び児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかむことを目的としたもの）

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制が大切です。

また、いじめの重大事態が発生した場合、それまでの学校の指導等に関わる様々な資料は、調査対象となります。その中には、Q U検査や、いじめアンケートなどがあります。

学校におけるいじめアンケートの保存期間については、次のように示されています。

保存期間

- 全員分の回答用紙・・・卒業時まで保存
- 回答を取りまとめた文書・・・5年保存

CHECK!

(2) 定期的な個別相談の実施

被害者が自ら相談するというのは、なかなか難しいことです。定期的に個別相談を行うなど、日頃から情報収集を行い、周囲にいる友だちからの情報も得やすい方法を考えましょう。

(3) ささいな変化への気付き

日頃から行っている取組だからこそ、子どもの変化が見えやすいものです。様々な場面での気付きを大切にしましょう。

- 出席確認での気付き
- 個人ノートや生活ノートからの気付き
- 保健室からの気付き

(4)スクリーニング会議等の活用

スクリーニングとは、気になる（支援等が必要な）児童生徒を早期から組織として洗い出すことであり、スクリーニングを行うための少人数での会議のことをスクリーニング会議と呼びます。

学校内における児童生徒の姿や行動等には、児童生徒を理解する手掛かりが豊富です。その姿や行動等をもとに、児童生徒理解を深め、いじめの早期発見及び早期支援を組織として進めていきます。

(5)心理検査等の諸検査の活用

学級集団の理解や児童生徒個々の理解を深めるために、教職員が気付かない子どもたちの思いをQI検査、アセス等の諸検査を活用し、子どもの変化に気付いていきます。

(6)いじめ相談窓口の周知

本来、いじめを受けたり、いじめを見たり聞いたりした場合は、学校の教職員や保護者など、まわりの大人に相談することが望ましいのですが、いじめは大人に相談しにくいことから、学校外の機関にいじめの相談を行うことも大切です。なるべく多く相談できる相談窓口を日頃から目につくところに示し、何かあったときに相談できる環境をつくりましょう。

- 24時間子供SOSダイヤル TEL 0120-0-78310
- いじめ110番 TEL 0857-28-8718
- いじめ相談専用メール ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp
- こどもいじめ相談窓口（県人権局）
TEL 0857-29-2115
ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp（毎日24時間）
- 子どもの人権110番（法務省・鳥取地方法務局）
TEL 0120-007-110 0857-27-3751

【12】 配慮が必要な児童生徒への対応

「鳥取県いじめの防止等のために基本方針」より

教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、児童生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応することが必要です。

その際、学校は、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行います。

□発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについて

教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、アセスメントをしっかりと行い、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが大切です。

□海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、保護者が外国人等の児童生徒が関わるいじめについて

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。

□性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ

性同一性障がいや性的指向・性自認などの児童生徒について、教職員への正しい理解の促進や、学校としての必要な対応を専門家と連携しながら支援します。

□東日本大震災により避難している児童生徒に対するいじめ

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

□学校として特に配慮が必要な児童生徒に対するいじめ

日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

【13】事例から学ぶいじめ対応

1 発達上の課題がある児童生徒が関わる事例

事例の概要

小学4年生の女子児童Aは、社交的で元気だが、自己中心的でわがままなところがある。また「周りの雰囲気を感じ取ること」「他の児童の気持ちを押し量ること」などが苦手であり、自分の思い通りにならないと急に怒り出しようなことがあった。

そのような中、担任が「A児がいつもより元気がなく、学級の児童に対して普段より威嚇的・攻撃的に接している」ことに気付いた。よく観察していると、他の児童がA児と同じグループになることを嫌がったり、接触を避けたりしていることが分かった。

事例の経過

担任は、すぐに集約担当に報告し、いじめ対策委員会が開かれた。聞き取りにおいて、A児は、自分の気持ちを全て担任に打ち明け、「私にも悪いところがあるから、なおしていきたい」と伝え、担任もA児の応援をしていくことを約束した。

いじめた側の児童に対しては、数人の教職員で事実の確認を行うとともに、いじめの理由を確かめた。その上で「いかなる理由があろうといじめは、絶対に許されない行為である」ことを伝え、同時にA児が、「自分を変えたい」とまで思い悩んでいることも伝えた。

その後、担任は、学級の児童全員に「A児をいじめる児童がいなくなるまで、いじめ解決のための取組を続けていく」ことを伝えた。

A児の保護者には、学年主任と担任が家庭訪問をし、事実を報告するとともに、A児の悩みも伝え、今後の担任としての取組についても説明し、協力をお願いした。保護者からは、「A児がいじめの被害にあったこともショックだが、A児が集団に適応しづらいことについて悩んでいる」とはじめて話をしてくれた。

事例から学ぶ

①いじめのサインを見逃さない

教職員の感性を養い、児童がだすいじめのサインを見逃さず、すぐに連絡・相談することが、問題の早期解決につながります。連絡帳の活用や家庭訪問・電話連絡によって、児童や保護者からの情報を積極的に収集することが大切です。

②児童を理解することから

いじめを受けた側の児童が人間関係づくりを苦手とする場合、いじめられる児童にも問題があるといった誤った考え方に陥ることがあります。いじめの理由ではなく、いじめの事実について指導を行うことが重要です。

この事例の場合は、「発達的な視点」を持ちながらこの児童の特性を十分に理解し、学校が「今後適切な指導を行い、A児を全力で守っていく」ことを保護者にも伝え、安心して生活できるように配慮することが必要です。

2 誤った判断により、事案が深刻化した事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

中学2年女子のAさんは、同じ中学2年のB、C、Dから数日間無視され、1週間以上にわたって欠席するに至った。その後CもBとDから無視され、体調不良を訴えた。

事例の経過

- Aは、腹痛により欠席したが、電話連絡はしていなかった。翌日も欠席したため電話連絡をすると「明日は行けそうです」という言葉があったが、Aは翌日も欠席した。担任は欠席の理由は把握しておらず、いじめと疑われる認識もなかった。
- 欠席4日目に、養護教諭から「いじめの疑いはないか」という指摘があり、家庭訪問して確認したところ、B、C、Dから数日間無視されていることがわかった。Aの保護者からは「3人を指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり対応してほしい。」と言われた。
- 担任はその日のうちにB、C、Dへ事実確認を行ったが、「そのようなことはない」と答えたので、再度Aに「事実はわからないが、気にしすぎではないか。」と伝えて、明日は学校に来られるか尋ね、「学校に行く」というAの言葉を信じて連絡を終えた。
※この時点で担任は、トラブルはなかったと判断し、養護教諭には「いじめではなかった」と伝え、組織への報告もしていなかった。
- Aの欠席が1週間継続し、養護教諭はいじめの集約担当者に進言した。集約担当者が管理職に報告すると「担任が本人に確認しているのだから担任に任せよう」との判断で、学校いじめ対策委員会での協議はされなかった。
- その後、Cが体調不良を訴えて保健室を訪れ「BとCから無視されて辛い。Aもいじめられている。」と話し、学校いじめ対策委員会が招集された。
- Aはその後保健室登校できるようになり、B、C、Dからも謝罪を受けたが、教室には入れない日々が続いている。

事例から学ぶ

①校長の強力なリーダーシップのもと、協力体制を確立する。

管理職が対応を担当任せにし、いじめ対策組織で協議しなかったことの責任が大きい。担任が適切な対応を行わなかったことはもとより、養護教諭が集約担当を通じて報告したにも関わらず、管理職は対応を担当任せにし、学校いじめ対策組織で協議になかった点から組織的対応が不十分であったと言える。

②初期段階での積極的ないじめの認知ができていないため初動が遅れた。

担任が養護教諭の進言やAの保護者からの訴えがあったにも関わらず、これを軽視し、自分の判断で対応したこと、また欠席理由を把握できていなかったのに、家庭訪問の実施、保護者との連絡、他の生徒からの情報収集を図る等により、欠席理由を把握するように努めるべきであった。

3 教職員が一丸となってネットいじめの解決に取り組んだ事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

女子生徒A子から、同じクラスの女子生徒B子からSNS上で悪口を書かれる等の嫌がらせを受けていると学級担任に訴えがあった。B子に事情を聞くと、書いたことを認めた上で、メッセージや画像をかなりの範囲で拡散していることがわかった。

事例の経過

A子から相談を受けた担任は、すぐに学年主任と集約担当にその内容を報告し、いじめ対策委員会が開かれた。翌日、登校したA子とB子をすぐに呼び、A子からは再度担任が、B子からは学年主任が事情を聞いたところ、事象が明らかになった。

B子に事情を聞く中で、A子の自分勝手な行動に対して不満をもっており、お互い小さなトラブルが絶えなかったことが明らかになり、その不満のはけ口として、SNS上に、A子の悪口を書いたり、画像を拡散したりしたということだった。B子は、これまでのA子との関係から「なぜ自分ばかりが指導されるのか」という気持ちが強く、教職員の指導が入りにくい状況であったが、B子とその保護者と話し合いをした結果、「いかなる状況であっても、このような形で人を誹謗中傷してはならない」ことをB子本人が理解し、A子に対して謝罪を行った。SNS上の内容については、事象が発覚した段階で、専門機関からアドバイスをもらいながら、画像や文章を削除した。

その後も、B子のA子への様子が気になったため、二人の人間関係の改善に向け、担任、学年主任などが中心となり、様々な継続的指導を行った。

事例から学ぶ

①組織づくりの重要性

担任、学年主任が再三にわたって家庭訪問を実施し、A子とB子双方の保護者に指導の経過を報告した。また、家庭訪問にあたっては、事前に管理職、生徒指導主任等と入念に打合せを行った上で実施した。そして、実施したその日のうちに管理職に報告し、その後の指導方針について関係教職員全員で検討した。このことで、様々な意見が指導に反映され、学校が一丸となり、ブレのない一貫した指導方針をもってこの事象に取り組めた。

②SNSによるトラブルへの対応

SNS上によるトラブルは、いじめや犯罪等多くの問題を引き起こしているという意識が低い。使用法によっては、犯罪につながるということを十分理解させる必要がある。

SNSによるトラブルが起きた場合は、組織で対応していくとともに、専門機関からアドバイスをもらいながら、早急に拡散を防ぎ、適切な対応により解決を図っていく必要がある。

③継続的な見守り・指導の大切さ

謝罪して解消したと判断せず、継続的に見守り、支援を行う姿勢が重要である。解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが大事である。

4 組織的ないじめの認知に関わる事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

小学5年男子Aが、同じ学級の男子B、C、Dから継続的な仲間はずれや言葉による嫌がらせを受けていると、Aの保護者より担任に相談があった。

Aの保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が行き届かない場面で行われているようであるとのことであった。

事例の経過

①いじめの発見

○担任は、いじめの疑いがあると認識し、保護者からAの訴えや状況を聞き取るとともに、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応を約束。Aからの聞き取りの実施に向けて、保護者と相談の上で進めていくことを確認した。

○担任は、学年主任及び管理職に報告。管理職は直ちに学校いじめ対策会議を開催した。いじめ対策委員会では、これまでのアンケートや生活の記録等を見直し、対応の方針を協議。Aの聞き取りには、Aが話しやすい教職員として現担任と前年度担任を、B、C、Dには現担任と学年主任（必要に応じて養護教諭）が聞き取りを行うことを決めた。

○学校は、Aに対する聞き取りの方針を保護者に説明し、協議の上で、翌日、学校でAに対する聞き取りを実施することを決めた。

②情報共有

○いじめ対策委員会でAの状況を情報交換し、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめとして認知することを確認した。また、SNSによる仲間はずれの疑いも浮上したため、B、C、Dへの個別の聞き取りを実施し、事実関係が整理できた時点で、保護者への協力依頼を行うことを決定した。

○学校は、B、C、Dへの聞き取りの結果、言葉による嫌がらせは確認できたが、SNSでの仲間はずれ等については確認することができなかった。

③いじめに該当するか否かの判断

○いじめ対策委員会では、これまでの情報を整理し、いじめに該当すること、また、SNSによる仲間はずれは確認できなかったものの、事実であればこの行為もいじめに該当する可能性が高いことを確認した。今後は、関係保護者に調査の結果を伝えるとともに、SNSの適正な使用を含め、学校と保護者が連携して関係児童を見守っていくことを依頼する旨の指導方針を確認した。

④関係保護者への報告及び謝罪と見守り

- 学校はいじめ対策委員会での調査の結果を、関係保護者へ報告し、その後、言葉による継続的な嫌がらせについてはB、C、DがAに対して謝罪することができた。
- しかし、SNSによる仲間はずれについては関係児童・保護者とも事実を認めることがなく、学校もそれ以上踏み込むことができなかった。現在、Aの保護者は警察に相談し、法的手続きも検討している。

事例から学ぶ

①いじめ防止対策推進法の視点から

- 担任は、保護者からの相談を受け、被害児童Aに対するいじめの疑いを認識した段階で「学校いじめ対策委員会」へ報告している。この報告は「いじめの防止等のための基本的な方針」でも速やかに行うこととされており、直ちに学校いじめ対策委員会が開催されたことによって、組織的な対応をとることにつながっている。
- 被害児童及び加害児童からの聞き取りを、話しやすさ等を考慮して担任や学年主任を充てるなど、複数人で組織的に聞き取るようにした点は有効であると考えられる。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「学校いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す」とされている。
- 本事案においても、Aからの聞き取りを受け、いじめと対応する方針を、校内いじめ対策会議において決定しており、基本方針にそった対応が行われている。

②いじめの判断の視点から

- 学校いじめ対策委員会において、本事例における「言葉による嫌がらせ」は被害児童Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法の定義に基づき、いじめとして認知し、対応を判断している。
- 加えて、SNSでの仲間はずしについても、いじめの「疑い」があるとして、いじめの可能性を考慮しながら事実関係を確認したことは、適切な対応であったと考えられる。

5 インターネット上のいじめへの対応

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

休日の大型ショッピングセンター内の女子トイレで、小学5年女子Aが、6年女子BとCから裸になることを強要され、その様子をスマートフォンで動画撮影されるという事案が発生した。3名の他に5年女子Dがその場におり、現場を目撃していた。5月下旬に6年生教室内における関係児童らの会話から担任が認知し事案が発覚。担任が学校いじめ対策委員会に報告し対応した。

対応の経過

- 担任が「学校いじめ対策委員会」への通報を即座に行い、学校体制で複数の教師が加害・被害児童の聞き取り調査を行った。
- 特に加害児童の聞き取りは、①いつ、②どこで、③誰が、④どのように、⑤何をしたかに加え、⑥どうしてやったのかを丁寧に聞き取った。
- B、Cが面白い動画を集めることを目的に、Aの裸を撮影したことを認めたため、指導するとともに、加害・被害児童の保護者へ連絡した。
- 学校から警察へ状況を報告するとともに、動画が拡散されていた場合の対処方法等についての助言を得た。
- 加害・被害児童の保護者同席のもと、謝罪の場を設定した。
- 動画のデータは、BとCの他2名で送受信されていたが、他のSNS等には拡散していなかった。それぞれの児童と保護者にスマートフォンを学校に持参してもらい、動画データの確認と削除を行った。
- その後の対応として、以下の取組を実施した。
 - ・被害児童には、毎週月曜日の朝に担任が家庭に連絡。1週間の学校生活の見通しと不安の内容を聞き取り、対応の在り方を方向付けた。
 - ・加害児童には、人を傷つけてしまうストレスの除去を目的に、カウンセリングを継続して実施した。
 - ・周囲の児童には、生徒指導担当教員から「年齢によっては、インターネットへのいじめに係る投稿は、刑法で『侮辱罪』『名誉棄損罪』、民事では『損害賠償請求の対象』になること」を指導した。
 - ・保護者には、「学校通信」で情報モラルに係る記事を連載。インターネットの利用に起因して性犯罪被害など深刻な問題が生じていること等を伝えるとともに、家庭での情報機器の利用に関するルールづくりについて依頼を行った。

<引用・参考文献>

- 鳥取県「いじめ防止等のための基本方針」(H29.7)
- 総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」(通知)
- 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3)
- 文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」(H28.3)
- 文部科学省「いじめ対策に係る事例集」(H30.9)
- 兵庫県「いじめ対応マニュアル」(H29.8)
- 北海道幌延町教育委員会「いじめ対応マニュアル」(H21.2)
- 杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」(H29.8)
- 奈良県教育委員会「事例から学ぶいじめ対応策」(H21.3)



鳥取県いじめ対応マニュアル
いじめの重大事態から学ぶ

発行 平成31年 月

鳥取県いじめ問題対策連絡協議会
鳥取県教育委員会
いじめ・不登校総合対策センター